

高額医療費制度の利用が見込まれる場合

入院前に「限度額適用認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、「認定証」をご提示いただければ限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなりました。

受診者	入院前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> ●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯および現役並みの一部の方 	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

*「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

入院前の申請手続きなどの詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合にお問い合わせください。